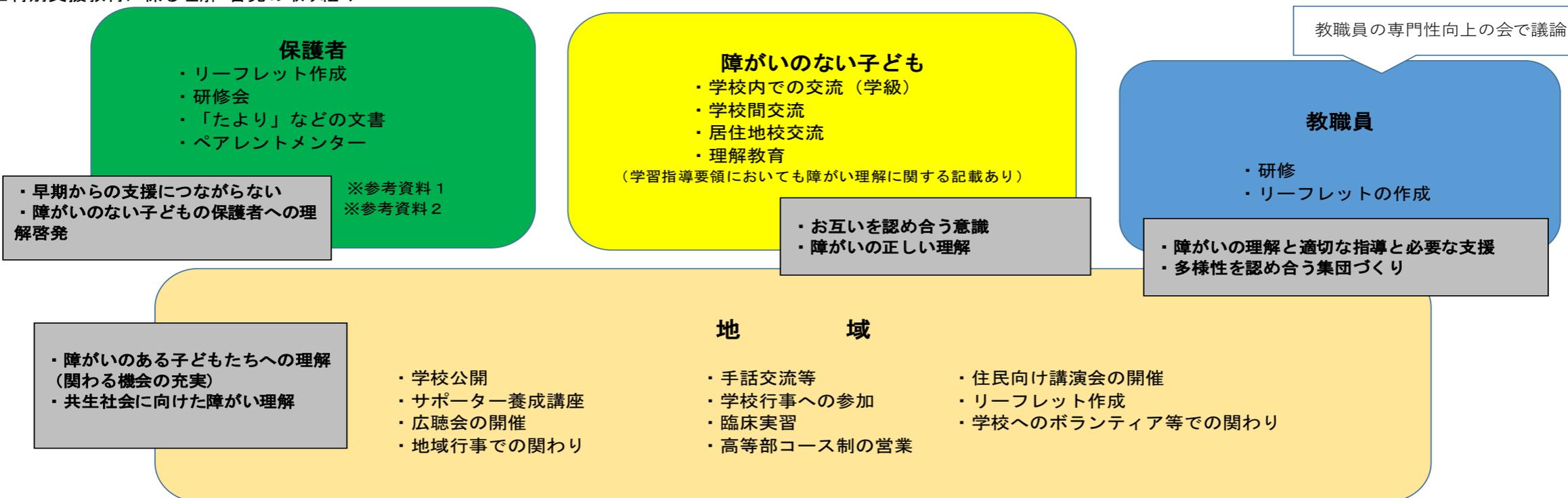


## 【資料1】特別支援教育の理解・啓発①

障がいや障がいのある子どものことを知るために・知ってもらうために

- ・普及啓発を実施する相手（対象者）
- ・何を伝えるのか（内容）
- ・どのように伝えるのか（手段）
- ・誰が行うのか（発信者）

### ■特別支援教育に係る理解・啓発の取り組み



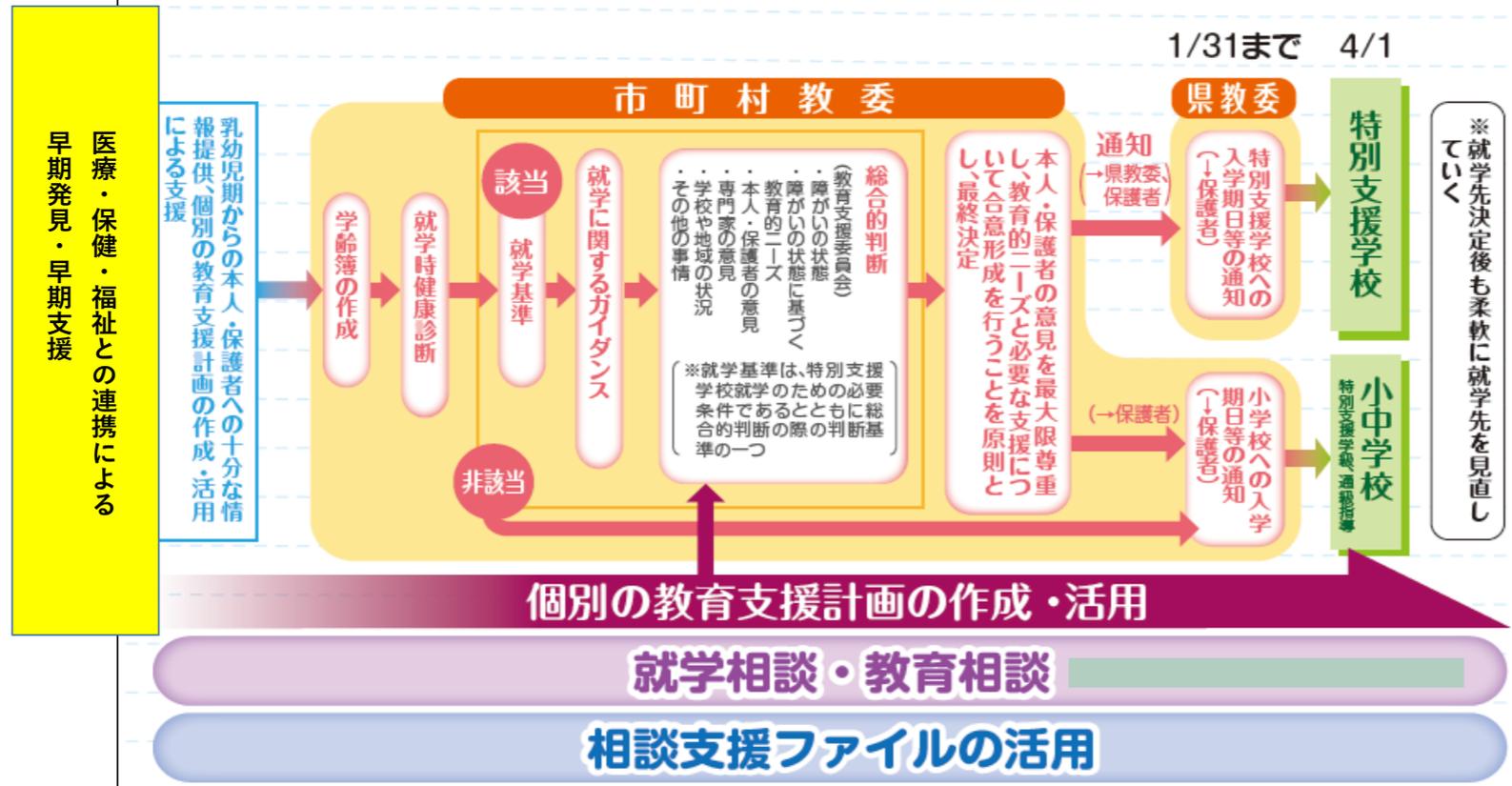
- あいサポート運動 H21年11月に鳥取県で創設、H23年4月より島根県連携 令和元年9月末現在 8県12市5町で実施  
様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮等を理解して、障がいのある方にちょっとした手助けを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をみんなで一緒につくっていくことを目的とした運動。
- あいサポーター あいサポート運動を実践 令和元年8月末現在 46, 897人
  - あいサポート企業（団体） あいサポーターの普及等に積極的に取り組む企業 令和元年8月末現在 187企業・団体登録
  - 小学校高学年向けの障がい者理解促進のための冊子やDVDの作成

- 障がい者週間 期間：毎年12月3日～12月9日の1週間  
島根県における取組（H30年度）
- ・あいサポート運動街頭啓発活動
  - ・島根県障がい者アート作品展（県立美術館ギャラリー）
  - ・（県後援事業）障がい児（者）施設入所招待事業【（株）島根ワイナリー主催】

【資料2】切れ目ない支援体制①(柔軟で連続性のある学びの場)

■就学先決定の仕組み

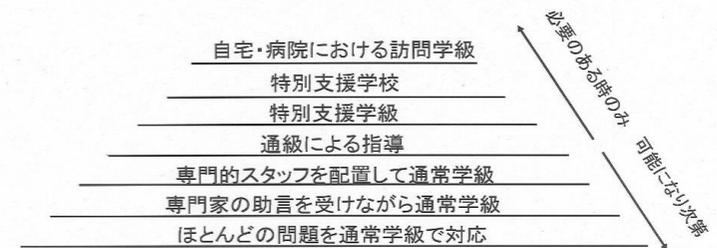
障がいのある児童生徒の就学先決定について



- 市町村教育委員会が「教育支援委員会」を開催
- 「教育支援委員会」の構成メンバー
- 【例】医師、大学教授、小中学校教員、特別支援学校教員、保育所・幼稚園職員、福祉関係職員など

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



適正な就学

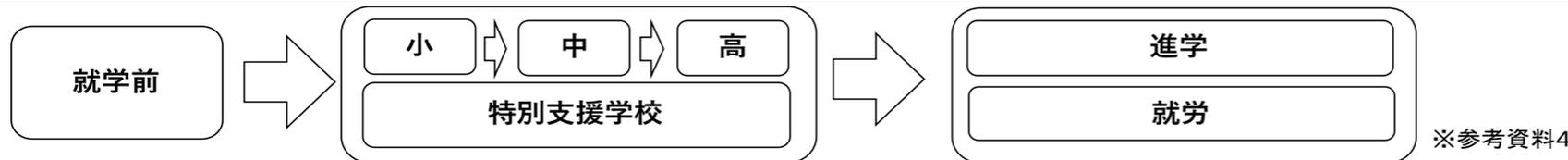
(保護者の理解、将来を見越した就学相談など)

「個別の教育支援計画」 ※参考資料3

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って一貫して的確な教育的支援を行うために作成される計画

- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- (共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より)

**【資料3】切れ目ない支援体制②(学校間等での引継ぎ)**



■学校間の引継ぎ(H30しまね特別支援教育連携協議会資料「各市町村特別支援教育の取組状況」より)

・各市町村教委が把握している各市町村内の学校間引継ぎの状況を報告

【就学前から小学校】

- ①各市町村の保健・福祉部局で作成した様式において、小学校に引継ぎ
- ②保育所、幼稚園と小学校で会議等を実施
- ③小学校教員が夏休み期間中に校区の保育所に向かう

【小学校から中学校】

- ④各校区で小中連絡会を実施

- ⑤担当者が小学校に訪問

【中学校から高等学校】

- ⑥郡内での中高連絡会を実施

【具体例】

- ①出雲市・・・年中児そだちの応援シートを活用
- ②雲南市・・・市主催の情報交換会を実施、移行支援シートを活用
- ③飯南町・・・遊びの中や生活場面の様子を見ている
- ④浜田市・・・相談支援ファイル、口頭での引継ぎ
- ④津和野町・・・特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターで引継ぎ
- ⑤川本町・・・授業見学、ヒアリングを行い、文書で引継ぎ
- ⑥邑南町・・・特別支援学校のコーディネートで実施、支援が必要な生徒の情報共有

【各市町村教委から報告のあった学校間の引継ぎの課題】

- ・移行支援会議を実施しても校内で引継ぎが行われていないことがある。
- ・同一校での進級時の引継ぎができていないことがある。
- ・移行支援会議のシートが保護者と作成するため、障がい名や検査結果が記載されていない。
- ・「伝える情報」=「欲しい情報」になっていないところがある。
- ・中学校と高等学校の連携が不十分のところがある。
- ・高等学校入学後の様子が中学校に伝わってこない。

※相談支援ファイル作成状況・・・19市町村中17市町村で作成済

■学校間の引継ぎの成果と課題

成果	課題
<input type="checkbox"/> 連絡会など引継ぎの機会の充実	<input type="checkbox"/> 学校内での引継ぎ <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画の作成と活用 <input type="checkbox"/> 中学校から高等学校への引継ぎ <input type="checkbox"/> 高校卒業後への引継ぎ

■個別の教育支援計画の作成

○島根県教育委員会HP掲載の参考様式

特別支援学校	法的義務	活用の推進 (作成率100%へ推進)	
特別支援学級	法的義務		
通常の学級	通級による指導		法的義務
	支援員等		法的義務なし
	特別な支援の必要な児童生徒	法的義務なし	
		作成・活用の推進	

■中学校から高等学校への引継ぎの課題となる要因

- ・入試と情報提供の関係
- ・個人情報の取扱い
- ・保護者の同意
- ・知りたい情報の提供
- ・県外からの入学生の情報

■高等学校卒業から大学等・就労への移行における課題

- ・関係機関との連携
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 障害者職業センター
  - 発達障害者支援センター など
- ・情報開示への抵抗感
  - 支援を受けていたことをクローズに

## 【資料4】切れ目ない支援体制③(中学校からの進路①)

■島根県における高等学校等進学に関する主な動き(緑色は各校で設定するものなので、代表的な時期として提示)



※1 就学相談会・・・本人、保護者、担任に対して相談を実施。本人、保護者の就学への意思、本人の障がいの状況などを確認し、適正就学につなげることを目的とする。

○特別支援学校においては、中学校1、2年生も対象とした学校見学・学校体験も実施している。また、授業公開等も実施している。

○私立高校も2月初旬頃に入試を実施することが多い。事前に特別支援学校入試日と日程の重なりがないよう調整している。12月初旬頃に自己推薦入試がある。

### ■県立高等学校入試における特別措置(令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱より)

高等学校入学志願者が障がい、事故、病気等の理由により入学者選抜において特別な配慮を必要とする場合、適切な措置を図ることを目的として特別措置(以下「特措」という。)を講ずることができる。

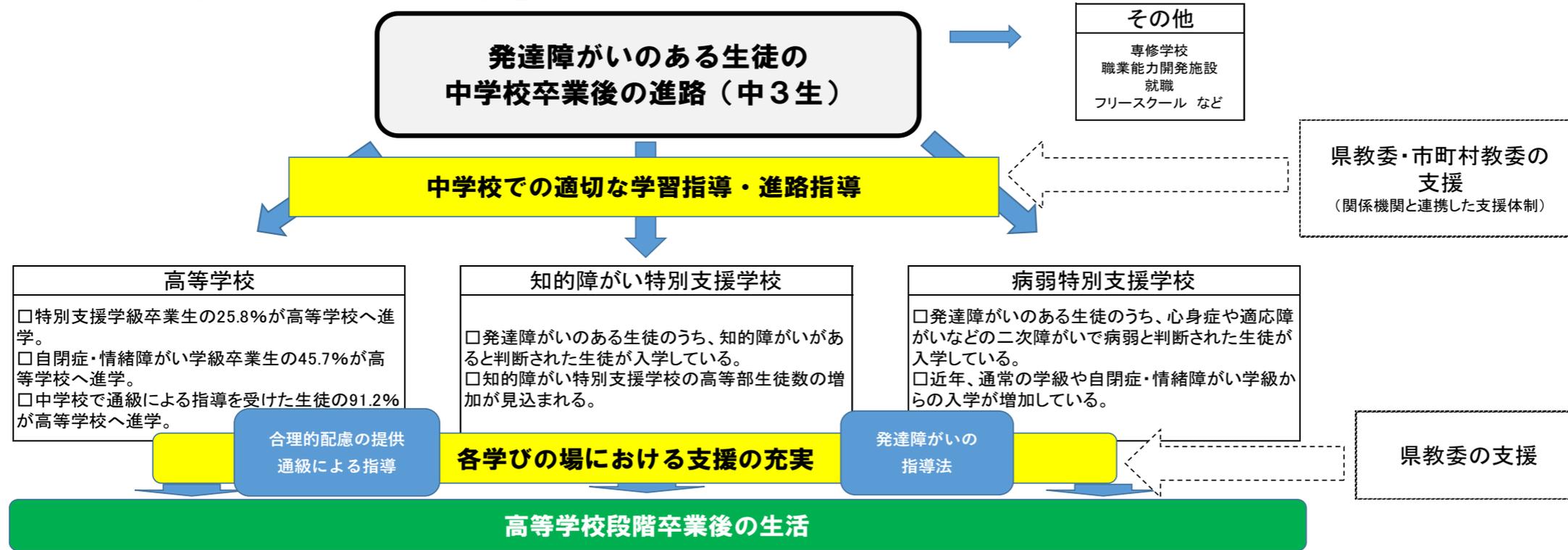
- 事前相談・・・志願先となりうる高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会へ事前に相談すること。
- 申請手続き・・・(一般入試)県教委又は松江市教委に連絡し、特別措置願に医師の診断書等を添えて、申請する。  
県教委又は松江市教委は、志願先の高等学校長と協議の上、特措について決定する。

#### 3 配慮事項(例)

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 検査室や座席に関する配慮        | (4) 聞き取り検査における配慮(別室での受検となる) |
| ・別室での受検(病院等を含む)         | ・CDプレイヤーのスピーカーから直接音声を聞く     |
| ・座席の指定                  | ・口頭による読み上げ                  |
| (2) 時間に関する配慮            | (5) その他の配慮                  |
| ・検査時間の延長                | ・問題用紙、解答用紙の拡大等              |
| (3) 検査室に持込みができるものに関する配慮 |                             |
| ・補聴器の持込み使用              |                             |
| ・拡大鏡の持込み使用              |                             |

【資料5】切れ目ない支援体制④(中学校からの進路②)

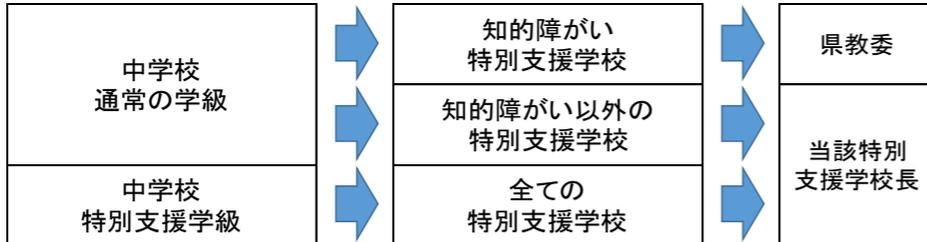
■中学校から高等学校、特別支援学校高等部への入学に関する課題



■特別支援学校高等部の出願資格

- ・毎年、特別支援学校高等部等入学者選抜要項で出願資格を示している。
- ・学校教育法施行令第22条の3に示された障がいの程度に該当する者としている。
- ・特別支援学校高等部入学志願者並びに保護者及び担任は、出願を予定する特別支援学校の就学相談会に参加することが出願資格になっている。

【出願資格の判断】



【学校教育法施行令第22条の3】

視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 【資料6】教職員の専門性の向上①

■「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会)における教職員の専門性向上

□教職員の専門性の確保

すべての教員が身に付けるべき 基礎的な知識・技能	学校外の資源をも活用した学校全体としての 専門性の確保のためのシステム構築	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する一定の知識・技能(特に発達障がいに関すること)</li> <li>・合理的配慮に関すること</li> </ul> ※発達障がいも含め、それぞれの障害種について、中心となる担当教員を任命権者が研修その他の支援により計画的に育成することが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保</li> <li>・現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備、校長をはじめとする教員の指導力の向上(特に特別支援教育の専門性や多様性を踏まえた学校経営・学級経営といったマネジメント能力)等を総合的に進める必要</li> </ul>	
	小中学校等	特別支援学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級等に配置した教員の異動への配慮</li> <li>・日常的なOJT(特別支援学校経験者による助言等)など研修の創意工夫</li> <li>・特別支援学校と特別支援学級の双方向の人事交流(中核となる人材の育成も含む)</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの専門性向上と複数指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の専門性を高めるとともに、教科教育の専門性をもバランス良く身に付ける</li> <li>・障害種ごとの専門性の確保のため、教員の在職年数の延長などの人事上の配慮</li> <li>・障害の重度・重複化に対応するため、採用後早い段階で複数の障害種の特別支援学校を経験させるなどの人事上の配慮</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの複数指名と機能強化のための人的措置</li> </ul>

※OJT・・・On the Job Trainingの略  
職場における日々の実践の中で個々の資質向上を図ること。  
⇔Off-JT・・・職場外研修のこと

□各教職員の専門性、養成、研修制度等の在り方

管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職の特別支援教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップの発揮 ⇒ これらに資する研修が実施されるべき</li> </ul>
すべての教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員養成段階における特別支援教育の科目の履修を推奨(将来的に必修にすることも考えられる)</li> <li>・すべての教職員を対象とした都道府県や市町村における特別支援教育に関する研修 ・経験年次別研修における特別支援教育の研修</li> </ul>
特別支援学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの発達障害についての知識・技能や実態把握の方法、障害者福祉、障害者雇用の制度に関する基本的な知識</li> </ul>
小中学校の 特別支援教育担当教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の専門的研修の受講 ・特別支援学校教諭免許の保有率向上の奨励 ・退職教員を講師とした授業研究</li> <li>・地域の中核を担う担当教員の人事異動上の配慮</li> </ul>
すべての特別支援教育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験のあるコーディネーターと新任のコーディネーターによる少人数での研修実施</li> <li>・調整能力の向上のための研修と専門的な知識・技能についての研修の実施</li> </ul>

**【資料7】教職員の専門性の向上②**

■令和元年度島根県主催の特別支援教育に関する研修

	研修名	主管	対象者	概要
1	小・中学校特別支援学級・通級指導教室 新任担当教員研修	島根県教育センター	初めて特別支援学級を担当 初めて通級指導教室を担当	特別の教育課程に基づいた学習指導、学級経営・教室経営などの基礎的な知識を学び、日々の指導 や授業を効果的に組み立てていくための講義・演習
2	特別支援学級担任3年目研修	島根県教育センター	特別支援学級担任で2年間の 特別支援学級担任経験のある者	特別支援学級の児童生徒に育てたい力を明確にした学級経営や授業づくりについて学び、指導力の 向上を図る(講義、実践発表、協議)
3	特別支援学級担任スキルアップ研修	島根県教育センター	特別支援学級担任で4～5年の 特別支援学級担任経験のある者(※1)	特別支援学級の児童生徒理解や授業づくり及び学級経営について学び、特別支援学級担任としての 専門性や幅広い知見を身につけ、指導力を高める(講義・演習、授業研究、協議)
4	通級指導教室担当教員等研修	特別支援教育課	小・中・高・特別支援学校 通級による指導担当者(※2)	通級指導教室担当教員の教室経営や指導の在り方について理解し、専門性を高める(講義・協 議)
5	新任特別支援教育コーディネーター研修	島根県教育センター	小・中学校、義務教育諸学校、高等学校 初めて特別支援教育コーディネーターに 指名された者	特別支援教育コーディネーターの役割や特別な支援が必要な子供の理解と対応について学び、校内 の特別支援教育を推進する教員としての力を身につけるための実践発表・協議・講義
6	高等学校特別支援教育推進研修	特別支援教育課	公立高校特別支援教育コーディネーター 特別支援学校センター的機能担当者 私立高校希望者	高等学校及び特別支援学校の特別支援教育を推進する立場の教員が、特別支援教育の現状や課題等を共有し、今 後の高等学校における特別支援教育の推進や充実を目指す(講義・協議)
7	保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修	島根県幼児教育センター 島根県教育センター	幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部 認可外保育施設の保育者等、小学校教諭等の希望者	特別な配慮を必要とする子どもが輝くクラス運営について、講義や演習を通して子ども理解を深 め、実践的指導力を高めるための講義・演習
8	特別支援学校・特別支援学級における 授業づくり講座	島根県教育センター	小・中学校、義務教育諸学校 高等学校、特別支援学校の教職員	各教科等を合わせた指導、自立活動についての理解・整理し、特別支援教育の専門性を高める ための講義
9	特別支援教育専門講座	島根県教育センター	小・中学校、義務教育諸学校 高等学校、特別支援学校の教職員	多様な教育的ニーズを必要とする子どもの理解を深め、専門的知識を習得し、日々の実践に生かそうと する態度を育てる(自閉症スペクトラム症の特性理解:講義・演習)
10	生徒理解と支援講座	島根県教育センター	小・中学校、義務教育諸学校 高等学校、特別支援学校の教職員	通常の学級等における特別な支援を必要とする子ども一人一人の学びの保障の視点から、子ども理解に努め、子ども の願いに寄り添ったかわりと支援について学び、実践に生かそうとする態度を身に付けるための講義・演習
11	特別支援教育専門性向上研修	特別支援教育課	市町村教委の推薦を受けた小中学校教員 校長から推薦を受けた特別支援学校教員	特別な支援の必要な児童生徒に関わる教員の実態把握の力を高めることにより、専門性の向上を図 る(WISC-IV知能検査の実施と活用:講義・演習)
12	医療的ケア担当者研修	特別支援教育課	医療的ケアを実施している特別支援学校教員 小・中・義務教育諸学校・高で希望する教員	医療的ケア及び医療的配慮を必要とする児童生徒が安全・安心に教育を受けることができるように、関係する教職員の 医療的ケアにかかる知識・技能を高める(講義・実践発表)
13	特別な支援のための非常勤講師 (にこにこサポート事業)研修	特別支援教育課	にこにこサポート事業で 配置された非常勤講師	事業の趣旨の確認と特別な支援を必要とする児童生徒の支援についての理解を深める(講義・ 情報交換)

(※1)平成28年度までの中学校特別支援教育担当採用者で、本年度特別支援学級担任で本研修を受講していない者も対象

(※2)通級担当者全員が半日の講義・協議に参加し、通級経験が1～4年目はさらに半日の基礎編の説明も受けることとしている

※この他に島根県教育センターが島根大学と連携して、「島根大学との連携講座」を開講し、特別支援教育に関する講座も実施

■管理職研修

- 新任校長研修、新任副校長・教頭研修
  - 小中学校長・教頭学校経営実践研修(※)
  - 管理職セレクト研修(自ら研修を選択し受講、特別支援教育の研修もあり)
- ※年度によって内容が違う

■経験者研修における特別支援教育にかかる研修

研修名	必修	特別支援教育の理念	選択	特別支援教育における自立活動
初任者研修	必修	特別支援教育の理念		
教職経験6年目研修	必修	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	選択	特別支援教育における自立活動
中堅教諭等資質向上研修	必修	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	選択	特別支援教育における自立活動

■派遣研修

派遣先	期間	人数
国立特別支援教育総合研究所(※1)	2ヵ月	5名
島根県教育センター	1年間	3名
島根大学教職大学院	2年間	※2

※1:ICTや交流及び共同学習に関する1～5日の派遣研修もあり(若干名)

※2:H29(5名)、H30(5名)

■R1島根県教育センターによる出前講座

講座内容	件数
多様なニーズに応じた指導・支援の基礎とは(ワークショップ)	6件
通常の学級における気になる子どもの見方について考える	10件
合理的配慮の提供～個への対応～	5件
中学校・高等学校における配慮を必要とする生徒の支援について考える	1件
<b>合計</b>	<b>22件</b>

## 【資料8】教職員の専門性の向上③

### ■特別支援学校教諭免許状の保有状況

#### 【特別支援学校】

(単位: %)

	H26	H27	H28	H29	H30
当該障がい種免許状保有者	81.9	82.8	84.1	85.7	86.5
非免許状保有者	18.1	17.2	15.9	14.3	13.5
※参考	92.3	92.5	92.0	93.1	92.8

- ・当該障がい種免許状保有者は、当該障がい種の自立教科等を含む免許状保有者
- ・非免許状保有者は、他障がい種の免許状保有者(自立教科等を含む)、幼小中高の免許状のみの保有者

※参考・・・他障がい種も含めた特別支援学校教諭免許状保有率

#### (障がい種別の当該障がい種の免許状保有状況) (単位: %)

	H28	H29	H30
視覚障がい	48.4	59.4	61.8
聴覚障がい	32.3	35.9	38.7
知的障がい	93.0	93.8	93.9
肢体不自由	95.8	96.8	98.9
病弱	86.4	88.1	85.7

(単位: %)

	H28	H29	H30
	42.9	40.9	45.8

※自立教科等の免許保有者を除いた率

#### ■認定講習受講申込状況(視覚・聴覚の講座への申込)

	H29	H30	R1	(単位: 人)
視覚障がい	37	30	29	
聴覚障がい	45	45	32	

※認定講習

一定の免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設される講習。

現在、県教委では2年間の受講で、特別支援学校2種免許状を取得できるよう講座を開設している。

この他、国立特別支援教育総合研究所における認定通信教育による単位修得が可能。

※文部科学省特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況調査より

#### 【小中学校特別支援教育担当者】

(特別支援学級担任) (単位: %)

	H27	H28	H29	H30
小学校	49.4	50.8	49.3	44.5
中学校	35.2	32.1	37.7	33.3
合計	44.3	44.2	45.4	40.9

(通級による指導担当者) (単位: %)

	H27	H28	H29	H30
小学校	64.3	65.5	77.6	68.4
中学校	50.0	42.9	48.3	61.8
合計	59.5	57.8	67.8	65.9

※特別支援教育課調べ

#### ■教員採用試験の状況

- ・中学校教員採用に特別支援教育担当枠(若干名)を設定
- ・小学校、中学校、高等学校教員採用において特別支援学校教諭免許保有者を考慮

#### ■特別支援学校とその他の校種との人事交流 (単位: 人)

年度		特別支援学校へ	特別支援学校から
H27	小学校	6	10
	中学校	16	1
	高等学校	31	6
H28	小学校	6	11
	中学校	15	1
	高等学校	33	6
H29	小学校	5	11
	中学校	13	2
	高等学校	28	7
H30	小学校	5	10
	中学校	12	2
	高等学校	26	5
R1	小学校	6	12
	中学校	8	1
	高等学校	20	6

## 【資料9】教職員の専門性の向上④

### ■島根県公立学校教育職員人材育成基本方針(平成30年2月:島根県教育委員会)

教諭等に求められる資質能力	管理職に求められる資質能力
1 豊かな人間性と職務に対する使命感 ・人間理解・人権意識 ・職務に対する誇りと責任 ・ふるさとを愛する心 2 子どもの発達の支援に対する理解と対応 ・子ども理解・子ども支援 ・特別支援教育の推進 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度 ・教科等の指導に関する専門性 ・社会の変化への対応 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力 ・学校組織マネジメント ・他者との連携・協働 5 よりよい社会を作るための意欲・能力 ・地域資源の活用と地域貢献 ・合意形成に向けた議論の調整・促進	1 高い教育理念と広い識見 ・人間理解・人権意識 ・職務に対する誇りと責任 ・学び続ける意欲 2 学校経営 ・学校経営ビジョンの構築 ・リーダーシップ 3 学校管理・運営 ・服務規律の確保・危機管理 ・事務管理 4 人材育成 ・指導育成 ・適正な評価 5 外部との連携・折衝 ・保護者・地域・異校種との連携・協働 ・学校の説明責任・情報発信

#### 【人材育成基本方針】

##### 方針1 優れた人材の確保

- (1) 大学との連携
- (2) 教育職員採用試験の工夫・改善

##### 方針2 研修の充実と支援

- (1) 校内研修の充実と支援
- (2) 教育センター等の研修の充実
- (3) 自己啓発の促進と支援

##### 方針3 評価システムの活用

##### 方針4 適切な配置・登用

##### 方針5 管理職の育成

### ■人材育成基本方針における教諭等の育成指標

資質能力	採用時	自立・向上期 (1～5年目)	探求・発展期 (6～10年目)	充実・円熟期 (11年目以降)
特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とする子どもへの指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・特別な支援の必要な子どもの実態把握を行い、一人一人のニーズに応じた指導や支援についての計画を立て、実践することができる。	・特別支援教育について理解を進め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。	・校内での支援体制の構築や関係機関及び異校種との連携など、特別支援教育を組織的に推進することができる。

### ■教員の専門性の向上の課題

特別支援学校	小中学校等
○障がい種別の専門性の向上 ○新学習指導要領に対応した授業力向上 ○特別支援学校教諭免許状の保有率の向上	○特別支援教育の専門性を高める仕組み(授業力向上) ○特別支援学校教諭免許状の保有率の向上 ○校内における専門性向上のための支援体制

## 【資料10】教職員の人材育成①

### ■今までの主な人材育成の方策

スーパーコーディネーター（H25～H28）



特別支援教育支援専任教員（H29～）

スーパーコーディネーター  
（東西の特別支援学校教諭各1名）

特別支援教育支援専任教員  
（各教育事務所1名）

指導・支援 ↓ ↑ 相談

各市町村教委が推薦する  
特別支援教育コーディネーター

指導・支援 ↓ ↑ 相談

通常の学級担任  
特別支援教育担当者

指導・支援 ↓ ↑ 相談

各市町村の  
特別支援教育  
コーディネーター

○派遣研修  
国立特別支援教育総合研究所  
島根県教育センター  
島根大学大学院

○研修  
コーディネーター研修  
特別支援学級担任研修  
通級担当者研修

○複数配置におけるOJT  
特別支援学校センター的機能  
通級による指導

### ■次世代の人材育成上の課題

特別支援学校

- 視覚障がい、聴覚障がい教育の専門性の高い教員の人材育成
- センター的機能担当者の人材育成
- 長期的な人材育成が困難

特別支援教育担当教員

- 経験の少ない(初めても含む)担当者への支援
- 中核を担う人材(教員)の育成
- 継続して担当する教員が少なく、人材育成が困難